

2023 年度豊岡市移住促進支援補助金

豊岡市への移住を目的として、住居もしくは仕事を探す活動又は文化、歴史、風土、気候等の地域を知るための活動に要する経費を補助します。

対象経費

- (1) 豊岡市内に所在する宿泊施設の宿泊費用
- (2) 来訪に利用した飛行機の航空運賃（但馬空港発着路線で伊丹空港を経由する場合に限る。）
- (3) 市内での移住準備活動に利用するレンタカー費用（市内事業者で借り受けた場合に限る。）

対象者

次に掲げるすべての要件を満たす方とします。ただし、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団その他反社会的団体若しくはそれらの構成員又はそれらが関係する方その他の補助金を支給することが適当でないと市長が認める方を除く。

- (1) 市外に住所を有するものであって、市の移住を希望するものであること。
- (2) 市への移住を目的とする活動期間中に、職員又は市が指定する者と移住相談に係る面談を行うこと。
- (3) 移住の理由が次に掲げる事項のいずれにも該当しないこと。

ア 転勤、出向等の職務上の理由

イ 進学、通学等の一時的な理由

ウ 市が備える住民基本台帳に記録されている者との婚姻（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。）

補助率・補助限度額

- (1) 補助率 対象経費の10分の10以内（予算の範囲内）、100円未満切捨て
- (2) 1泊の限度額 大人（13歳以上）一人2,000円、子ども（12歳以下）一人1,000円
※一人につき1年度あたり4泊を限度とする。
- (3) 航空運賃限度額 一人片道4,000円（他の制度による運賃助成又は運賃補助を除いた額の範囲内）
※一人につき1年度あたり4回分を限度とする。
- (4) 自動車借受補助限度額 1日当たり3,000円
※一世帯につき1年度あたり6日分を限度とする。

注意事項

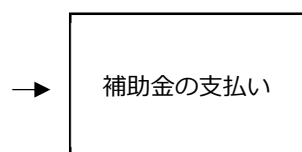
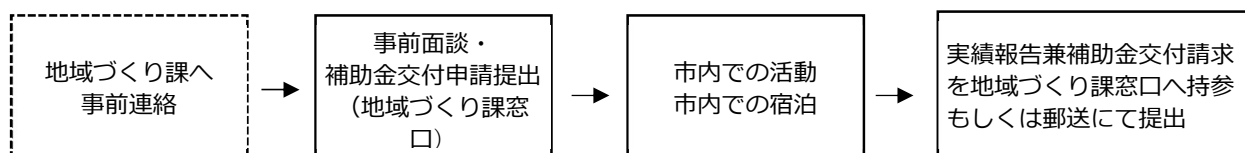
- ・ 担当課窓口での事前面談実施後、補助金交付申請に必要な書類をお渡ししますので、窓口にてご記入いただきご提出ください。
- ・ 窓口にお越しの際は、現住所が分かるもの（免許証や保険証等）を持参してください。
- ・ 実績報告書兼補助金交付請求書は担当課窓口へ持参もしくは郵送にて提出してください。

- ・ 実績報告書兼補助金交付請求書には添付書類が必要です。(宿泊費用の領収書の写し及び利用明細書、飛行機の利用を確認できる書類と領収書の写し等経費が確認できる書類、自動車借受費用の領収書の写し及び利用明細書)
- ・ 利用する飛行機を自己都合によりキャンセルした場合は、航空運賃補助の対象とはなりません。(ただし、条件付き運航の場合は除く)

締切

- (1) 補助金申請 (予算が無くなった時点で終了)
- (2) 補助事業の事業期限 2024年3月31日
- (3) 補助金実績報告・請求書提出 本年度内

申請の流れ



※実績報告兼補助金交付請求書には対象経費の利用がわかる下記の添付書類が必要となります。

- (1) 宿泊費用の領収書の写し及び利用明細書の写し
- (2) 飛行機の利用を確認できる書類と領収書の写し
- (3) 自動車の借り受けに係る領収書の写し及び利用明細書の写し

飛行機の利用を確認できる書類見本：ご搭乗券もしくはご搭乗案内



【問合せ】

豊岡市地域づくり課 移住定住・若者係
〒668-8666 豊岡市中央町2-4

TEL : 0796-21-9096 FAX : 0796-24-8114 MAIL : toyocome@city.toyooka.lg.jp